

青森公立大学大学院長期履修規程

平成 21 年 4 月 1 日
規程第 102 号

改正 平成 27 年 3 月規程第 15 号
改正 令和 元年 7 月規程第 29 号

(趣旨)

第 1 条 この規程は、青森公立大学大学院学則（平成 21 年規程第 3 号）第 7 条の規定による長期履修に関し、必要な事項を定めるものとする。

(資格)

第 2 条 長期履修を認めることができる者は、本学大学院博士前期課程若しくは博士後期課程に入学する者又は当該課程に在学する者（入学後 1 年を経過しない者に限る。）のうち、次の各号のいずれかに該当するために標準修業年限で修了することが困難であると認められるものとする。

- (1) 職業を有し就業している者（自営業及び臨時雇用（単発的なアルバイトを除く。）を含む。）
- (2) 家事、育児、介護等の事情を有する者
- (3) その他研究科長が相当と認めた者

(長期履修期間)

第 3 条 長期履修の期間は、博士前期課程にあっては入学時から起算して 3 年又は 4 年、博士後期課程にあっては 4 年又は 5 年とする。ただし、休学期間は、当該期間に算入しない。

(申請手続)

第 4 条 長期履修を希望する者は、長期履修申請書（様式第 1 号）に次に掲げる書類を添付して、学長に申請しなければならない。

- (1) 第 2 条第 1 号に該当する者 在職証明書又は在職が確認できる書類
 - (2) 第 2 条第 2 号又は第 3 号に該当する者 当該事実又は事情を証する書類
- 2 前項の申請は、入学を志願する者で長期履修を希望するものにあつては入学願書提出時までに、在学する者にあつては長期履修を開始しようとする年度の前年度の 1 月末日までに行われなければならない。
- 3 第 1 項の申請に対しては、研究科教授会の意見を徴した上で、学長が許可する。（長期履修期間の短縮）
- 第 5 条 長期履修を認められた者が、当該期間の短縮を希望する場合は、長期履修期間短縮申請書（様式第 2 号）を学長に提出しなければならない。
- 2 前項の申請は、短縮を希望する修了予定年度の前年度の 1 月末日までに行わな

ればならない。

3 前条第 3 項の規定は、第 1 項の申請について準用する。

（長期履修期間の延長）

第 6 条 長期履修の期間は、延長することができない。

（授業料）

第 7 条 長期履修に係る授業料の額については、別に定める。

（その他）

第 8 条 この規程に定めるもののほか、長期履修に関し必要な事項は、学長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この規程は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この規程の施行の日前において、学則第 8 条、第 13 条及び別表改正に伴う経過措置に関する規程等を廃止する規程（平成 21 年青森公立大学規程第 2 号）による廃止前の青森公立大学大学院長期履修規程（平成 19 年青森公立大学規程第 4 号）の規定に基づいてなされた長期履修の許可その他の行為は、この規程の相当規定に基づきなされたものとみなす。

附 則（平成 27 年規程第 15 号）

（施行期日）

この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和元年規程第 29 号）

（施行期日）

1 この規程は、令和元年 7 月 12 日から施行する。

（経過措置）

2 この規程の施行の際現に存するこの規程の改正前のそれぞれの規程に定める様式による用紙は、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

様式第1号 (第4条関係)

長期履修申請書

年 月 日

青森公立大学学長 様

大学院経営経済学研究科経営経済学専攻

博士 課程

氏 名 _____ 印

様式第2号 (第5条関係)

長期履修期間短縮申請書

年 月 日

青森公立大学学長 様

大学院経営経済学研究科経営経済学専攻

博士 課程

氏 名 _____ 印

長期履修について、下記のとおり申請します。

記

学籍番号 (受験番号)			
入学 (予定) 年月	修了希望年月	履修期間	
年 月	年 月	年	
※在学中の勤務先 (職種)			
※勤務先の所在地	〒	—	TEL ()
申請理由			
履修計画			
教員の意見 (在学生のみ)	教員氏名		

※印は該当者のみ記入

長期履修の短縮について、下記のとおり申請します。

記

学籍番号			
入学年月	年 月	年 月	
当初の修了年月	年 月	年 月	
当初の履修期間	年	年	
短縮後の修了年月	年 月	年 月	
短縮後の履修期間	年	年	
短縮申請理由			
教員の意見	教員氏名		